



### 「国民年金保険料後納制度」

先日、年金相談時に「以前の国民年金を払っていなかった時の保険料を払うことができるようになったと聞いたのです」という相談を受けました。この10月から始まる「[国民年金保険料の後納制度](#)」に関する事だと思い、その方が持参した資料を拝見したところ、残念ながら後納制度を利用することはできませんでした。その旨をお伝えしたところすっかりした表情でお帰りになりました。ご相談者は、過去の国民年金保険料を払うことにより、将来の年金を増やすことができると考えたようです。さて、この「[国民年金保険料の後納制度](#)」とはどのような制度なのでしょう。もともと国民年金保険料の時効は2年ですので、保険料を納めずに2年を経過すると時効により、保険料を納めたくても納めることができなくなります。そこで将来の無年金者や低年金者が出ることを防ぐために、平成24年(2012年)10月1日から平成27年(2015年)9月30日の間に限り、過去10年以内に時効によって納めることができなかった保険料を納めることができるようにした制度が「[後納制度](#)」となります。この制度を利用することにより、将来受け取る年金額を増やしたり、年金の受給が難しかった方が受給可能になる可能性があります。先ほどのご相談者の未納期間は平成10年度から平成12年度にかけてでした。**今回の後納制度は平成14年度10月分以降**が対象となりますので、残念ながらこのご相談者は対象外となってしまったのです。また、**老齢基礎年金を受給している場合には、後納制度を利用することはできません。**

#### 1. 対象者

- 20歳以上60歳未満の方の場合・・・10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間を有する方
- 60歳以上65歳未満の方の場合・・・の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間を有する方
- 65歳以上の方の場合・・・・・・年金受給資格がなく任意加入中の方

#### 2. 保険料

過去3年度以前の保険料には、当時の保険料の額に政令で定める加算金がつきます。この加算額は毎年度改定されます。また後納制度の保険料は、古い未納期間に対する分から納付をすることになっています。また、1ヶ月分ずつ納めることも一括で納めることも可能です。

平成24年度中に後納する場合の1ヶ月分の保険料

対象年度	当時の保険料	加算額	効能保険料
平成14年度	13,300円	1,640円	14,940円
平成15年度	13,300円	1,420円	14,720円
平成16年度	13,300円	1,210円	14,510円
平成17年度	13,580円	980円	14,560円
平成18年度	13,860円	750円	14,610円
平成19年度	14,100円	540円	14,640円
平成20年度	14,410円	350円	14,760円
平成21年度	14,660円	180円	14,840円
平成22年度	15,100円	0円	15,100円

約1,700万人の対象者には随時「**国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ**」が郵送されます。また、「ねんきんネット」の「追納・後納等可能月数と金額の確認」からも確認をすることができます。国民年金の未納期間等が有り、年金を諦めていた方は一度「後納制度」を検討してみてもはいかがでしょうか。

日本年金機構 : <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=6221>

以上

### 著者プロフィール

**川端 薫 氏** 社会保険労務士 CFP

青山学院大学を卒業後、メーカー、生命保険会社、税理士支援サービス会社を経て社会保険労務士・FP事務所を開業。明るく楽しく誰にでもわかる易しい言葉で伝えることを念頭におき、講演・コンサルティング業務を中心に活動。得意分野は「生命保険」「年金」「ライフプラン」「コミュニケーション」。

NPO 法人アクティブ・シニア・クラブ副理事長

**今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。**

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

### **メルマガ執筆者募集のお知らせ**

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488